

## 8月1日(金) 白色トレイの 拠点回収を始めます



市では、資源循環型都市「東村山」の実現を目指し、ごみ減量とプラスチック系ごみのリサイクル促進のため、8月1日(金)から白色トレイの拠点回収を始めます。市内16か所の公共施設(左表参照)に回収容器を設置しますので、ご協力を

施設名	所在地
1 東村山市役所	本 町1-2-3
2 いきいきプラザ	
3 中央公民館	本 町2-33-2
4 久米川ふれあいセンター	久米川町3-16-4
5 市民スポーツセンター	久米川町3-30-5
6 秋津文化センター	秋津町2-17-10
7 秋水園ふれあいセンター	秋津町4-24-12
8 恩多ふれあいセンター	恩多町5-40-1
9 萩山文化センター	萩山町2-13-1
10 富士見図書館	富士見町1-7-35
11 富士見文化センター	富士見町5-4-51
12 美住リサイクルショップ	美住町2-11-32
13 廻田文化センター	廻田町4-19-1
14 社会福祉センター	諏訪町1-3-10
15 ふるさと歴史館	諏訪町1-6-3
16 東村山市社会福祉協議会	野口町1-26-39

をお願ひします。白色トレイの出し方、よく洗浄し、乾燥させてから回収容器に入れて下さい。  
※色付きトレイ・カップ類、容器等は回収しません。  
問い合わせ ごみ減量推進課

## 高齢受給者証が 8月に更新されます

昭和7年10月1日以降に生まれた70歳以上の国民健康保険(国保)加入者には、14年10月1日から高齢受給者証を交付しています。(70歳以上の老人医療制度適用者は除く)

現在お持ちの高齢受給者証は、更新のため7月31日で使用

### 医療費の自己負担割合決定基準

基準	自己負担割合
同一世帯に、国民健康保険に加入している70歳以上(70歳未満の老人医療制度適用者を含む)のかたで、課税所得が124万円以上のかたがいる場合	2割
上記以外の場合	1割

医療費の自己負担割合は、高齢受給者証の「一部負担金の割合」欄に記載されています。自己負担割合は、前年の住民税の課税所得により決まると、毎年見直しが行われます。(自己負担割合の決定基準は上表のとおり)  
ただし、自己負担割合が2割のかたで、次の①又は②のどちらかに該当する場合は、申請により1割負担となります。  
①70歳以上の国保加入者(70歳未満の老人医療制度適用者を含む)が1人の世帯で、

### 自己負担割合は 毎年変わります

年収が40万円未満の場合  
②70歳以上の国保加入者(70歳未満の老人医療制度適用者を含む)が2人以上の世帯で、合計年収が67万円未満の場合  
医療機関で受診する際には、保険証と高齢受給者証を必ずお持ち下さい。

## 国民健康保険加入者(69歳まで)・ 高齢受給者証・(補)医療証・ 老人医療受給者証をお持ちのかたへ

### 入院時食事代の 自己負担額が

減額になります

入院中の食事代は、その費用のうち、日額780円が自己負担となります。  
69歳までの国民健康保険(国保)加入者(①②③④)の医療証をお持ちのかたを含む)、高齢受給者証及び⑤老人医療受給者証をお持ちのかたで同一世帯の国保被保険者全員(⑥は社会保険を含む)が住民税非課税の場合は、申請により自己負担額が表1のとおり減額されます。

### 入院時自己負担額が 減額になります

高齢受給者証(国保)・⑤医療証及び⑥老人医療受給者証をお持ちのかたで、同一世帯の国保被保険者全員(⑦⑧は社会保険を含む)が住民税非課税のかたは、申請により、入院時の自己負担額が表2のとおり減額されます。

### 申請方法

各認定証の交付には申請が必要で、次の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿を申請してください。

### 表1 入院時食事代の自己負担額

区分	減額後	減額前
住民税課税のかた	780円	780円
住民税非課税のかた	650円	
住民税非課税のかたで90日以上入院しているかた	500円	
住民税非課税の老齢福祉年金受給者	300円	

※住民税課税のかたは、減額されません。

### 表2 入院時の自己負担額

区分	負担額(月額)
① 住民税非課税のかた	24,600円
② 住民税非課税で世帯員の所得が一定基準に満たないかた	15,000円

※一定基準=世帯員のかたの年金年収が1人65万円  
※② 医療証をお持ちのかたは、②の適用はありません。

## 8月1日(金)から戸籍届出の際に 本人確認を実施します

戸籍は、親子・夫婦などの親族関係を登録し、公証する制度です。  
最近、全国的に本人の知らない間に婚姻届、養子縁組届などの虚偽の届出事件が発生しています。市民の皆さんの個人情報を守り、戸籍制度の信頼を確保するため、婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届の際には、届出人(使者を含む)の本人確認をさせていただきます。

★現在お持ちの限度額適用・標準負担額減額認定証及び入院時食事標準負担額減額認定証は、7月31日(金)医療助成制度の限度額適用認定証は6月30日)で使えなくなり、再度申請をして下さい。  
※15年1月2日以降に転入されたかたは、1月1日現在居住地の市区町村で発行する、15年度非課税証明書も必要です。

戸籍は、親子・夫婦などの親族関係を登録し、公証する制度です。  
最近、全国的に本人の知らない間に婚姻届、養子縁組届などの虚偽の届出事件が発生しています。市民の皆さんの個人情報を守り、戸籍制度の信頼を確保するため、婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届の際には、届出人(使者を含む)の本人確認をさせていただきます。

## 市職員の募集

職種 保健師

応募資格 昭和43年4月2日以降に生まれ、保健師の資格を有し、その業務について5年以上の経験を有するかた

募集人数 若干名  
募集案内配布 7月15日(火)～25日(金)午前8時30分～午後5時に人事課(本庁舎3階)  
※土・日・祝日と正午～午後1時を除く

※募集案内は人事課のホームページからダウンロードできます。市のホームページ <http://www.city.higashimurayama.lg.jp/> の「市役所組織図」からアクセスを

受付 7月25日(必着)までに配達記録郵便にて人事課(〒189-8501本町1-2-3)へ  
1次試験 8月10日(日)採用予定日 10月1日(水)問い合わせ 人事課

## 介護認定調査員(非常勤職員)の募集

応募資格 昭和28年4月1日以降に生まれ、介護支援専門員又は保健師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士、医師、歯科医師、薬剤師の資格を有するかた

募集人数 若干名  
内容 介護認定調査  
選考方法 面接

試験日 8月20日(水)  
応募方法 履歴書(写真添付)に必要事項を記入し、資格証明書(写し)を添えて7月31日(必着)までに直接又は郵送で高齢介護課(いきいきプラザ1階、〒189-8501本町1-2-3)へ

採用日 10月1日(水)問い合わせ 高齢介護課

## 都市計画の決定

久米川駅北口駅前広場の地下に、駐輪場の都市計画が決定されました。

都市計画の種類 東村山都市計画駐車場第1号久米川駅北口地下自転車駐車場  
都市計画を定めた区域 東村山市栄町1丁目  
問い合わせ 市街地整備課

## 秋水園で消防演習が行なわれました

危険物安全週間の6月18日に、秋津町にある秋水園



自衛消防隊による初期消火のようす

(ごみ処理施設)で、施設内の火災を想定した消防演習が行なわれ、消防署、消防団及び自衛消防隊(施設)の管理委託会社が連携し、火災発生時の消火活動と消防はしご車による救出訓練が行なわれました。

## 今月の納税

固定資産税・都市計画税 第2期の納期限は7月31日です。  
国民健康保険税 第1期

口座振替を希望されるかたは、納税通知書に同封の口座振替依頼書に記載し、納税課に郵送していただくか、預貯金通帳・通帳届出印・納税通知書を持参し、東村山市税取扱金融機関にお申し込み下さい。

## 市税納付の日曜窓口

7月27日(日)

市税(市・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税)納付の日曜窓口を開設します。  
なお、当日は納税相談も合わせて行なっておりますので、ご利用下さい。  
日時 7月27日(日) 午前9時～午後3時  
場所 本庁舎2階納税課